

独立行政法人制度

独立行政法人とは

- ① 公共性の高い事務・事業のうち、
- ② 国が直接実施する必要はないが、
- ③ 民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるものを実施するものであり、
 - ・業務の効率性・質の向上
 - ・法人の自律的業務運営の確保
 - ・業務の透明性の確保を図る仕組みとなっている。

① 業務の効率性・質の向上

- 中期的な目標管理と第三者による事後評価
 - ・ 主務大臣が中期目標（3～5年）設定 ⇒ 法人が中期計画策定
→ 中期目標において効率化目標を提示
 - ・ 各府省の評価委員会（外部有識者）が法人の業務実績を評価
 - ・ 総務省の評価委員会が各府省の評価結果を横断的に評価
- 廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し
 - ・ 中期目標期間終了時に主務大臣が業務・組織全般の検討・見直し
- 企業的经营手法による業務・財務運営
 - ・ 業績主義に基づく人事管理
 - ・ 企業会計原則を基本とした会計処理
 - ・ 民間大企業並みの会計監査人による監査（ごく小規模法人を除く。）
 - ・ 外部監事（社外監査役）の設置
- 必要最小限度の陣容の整備
 - ・ 役員数の上限は個別法で規定

② 自律的な業務運営の確保

- 法人の長への権限の集中
 - ・ 役員（理事）の任免権は法人の長に集中
- 主務大臣の過剰な関与の排除
 - ・ 主務大臣の関与事項は法令で限定
- 運営費交付金による財源措置
 - ・ 使途の内訳は特定せず、翌年度に繰り越すことが可能
- 民間人登用を含めた適材適所の役員人事

③ 業務の透明性の確保

- 情報の公開
 - ・ 業務・財務運営にかかる広汎な事項の公表
 - ・ 「独法情報公開法」による法人文書の開示、積極的な情報提供

◎独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(抄)

(目的等)

- 第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

独立行政法人の見直しについて

1 独立行政法人創設の経緯等

○ 法人創設・見直しの経緯

平成 9 年 12 月 行政改革会議最終報告

平成 10 年 6 月 中央省庁等改革基本法成立
(独立行政法人制度の創設を規定)

平成 11 年 7 月 独立行政法人通則法成立

平成 11 年 12 月 先行独立行政法人の個別法成立

平成 13 年 4 月 先行独立行政法人発足

平成 15 年 10 月 特殊法人等改革による移行独立行政法人発足

平成 16 年 4 月 国立病院・療養所、(国立大学の法人化)

平成 16 年 12 月 16・17 年度末に中期目標期間が終了する 32 法人を 22 法人に整理・統合すること等を決定

平成 17 年 12 月 16・17 年度末に中期目標期間が終了する 24 法人を 20 法人に整理・統合すること等を決定

○ 平成 18 年 4 月現在で 104 法人

(注) 今後、平成 19 年 10 月までに独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が設立される予定。

2 取組状況

○ これまでの取組

【16, 17 年度の見直し対象法人は、大宗が国の機関に由来する独立行政法人】
(特徴：役職員は公務員、小規模な法人、法人数が多い。主として行政事務の執行機関か研究開発型の法人)

16 年度見直し：32 法人

消防研究所、国立科学博物館、水産総合研究センター、土木研究所等

17 年度見直し：24 法人

国立博物館、肥飼料検査所、家畜改良センター、林木育種センター等



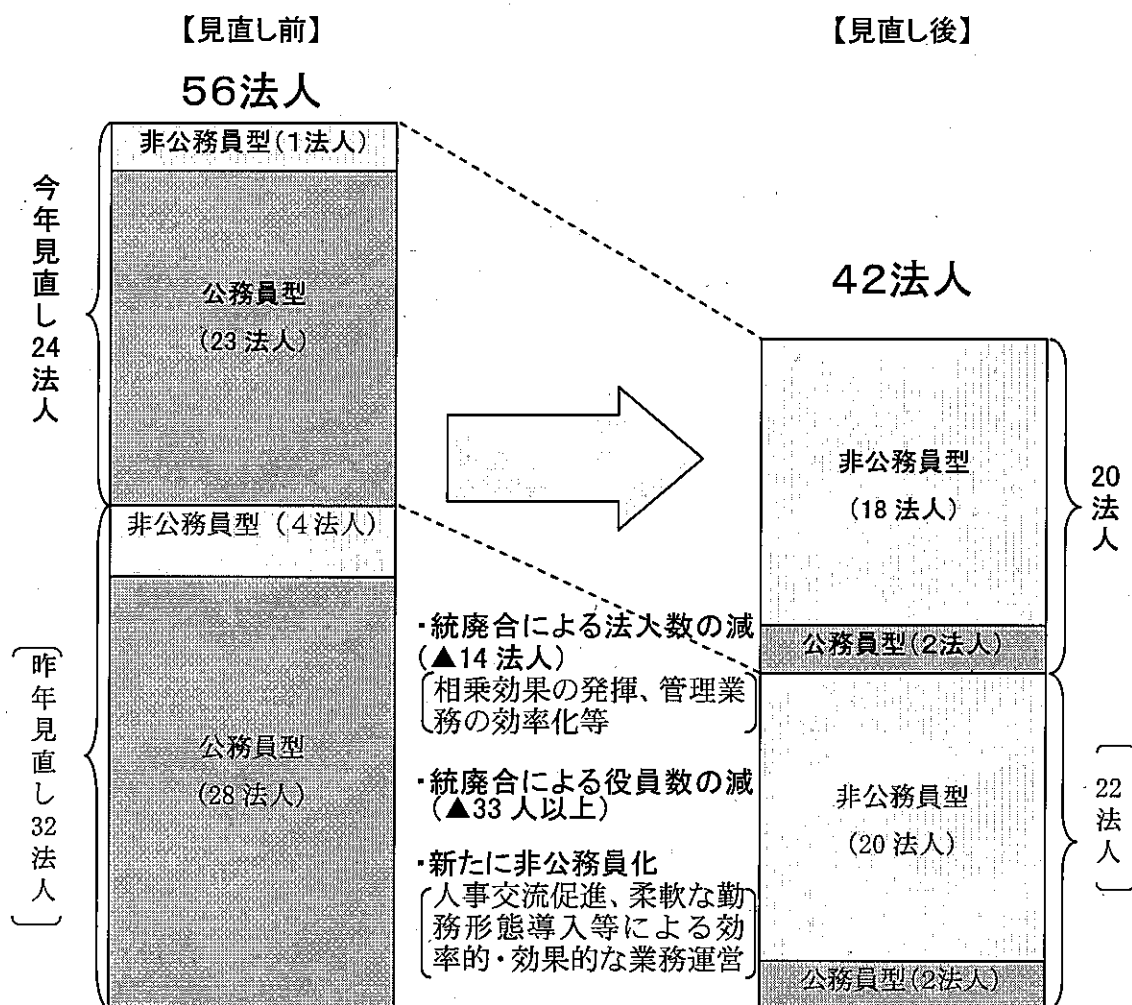
- ・ 統廃合：56 法人 → 42 法人 (▲14)
- ・ 非公務員化：約 12,000 人 (見直し対象 (公務員型) 13,600 人中)
- ・ 役員数の減：▲33 人以上
- ・ 事務・事業の見直しによる合理化

「平成 17 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の見直しについて」
の行政改革推進本部決定より抜粋

統合と非公務員化の全体像 (56 法人)

◆法人の統合と非公務員化の全体像

16・17 年度末に中期目標期間が終了する 56 法人を 42 法人に整理・統合。
42 法人中、38 法人が非公務員型となる。



(注) 1 公務員型は、政治的中立性が求められるもの 2 法人、広範な立入検査等を行うもの 2 法人。
 2 統廃合による役員数の減の内訳は、理事等 13 人及び監事 20 人。平成 19 年 4 月に統合される法人 (7 法人→3 法人) の役員数が今後決定されることになるため、さらに削減される見込み。

◆非公務員化の概要

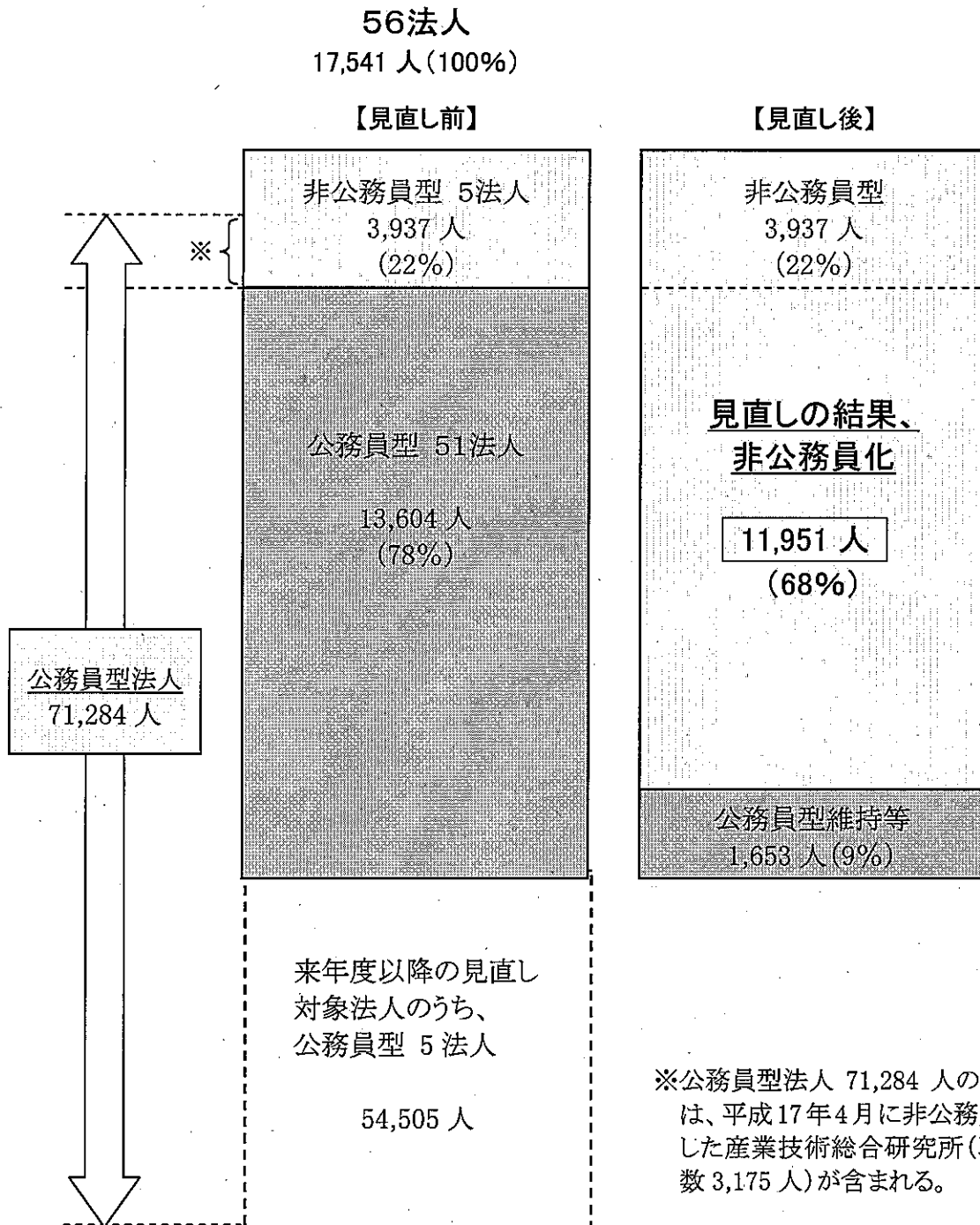
16・17年度末に中期目標期間が終了する見直し対象 56 法人(公務員型は 51 法人)のうち、44 法人(職員数約 12,000 人)を非公務員化(※)

※整理・統合後は、42 法人のうち 38 法人が非公務員型。(前ページを参照)

【非公務員化のメリット】

研究・教育関係法人：民間・大学との人事交流の促進等
その他の法人：柔軟な勤務形態の導入等

効率的・効果的な
業務運営
組織の活性化



(注)いずれも人数は平成 17 年 1 月現在の常勤職員数

「国立大学法人」制度の概要

- ① 「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保
 - ・ 国の行政組織の一部→各大学に独立した法人格を付与
 - ・ 予算、組織等の規制は大幅に縮小し、大学の責任で決定

- ② 「民間的発想」のマネジメント手法を導入
 - ・ 「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
 - ・ 「経営協議会」を置き、全学的観点から資源を最大限活用した経営

- ③ 「学外者の参画」による運営システムを制度化
 - ・ 「学外役員制度」（学外有識者・専門家を役員に招聘）を導入
 - ・ 経営に関する事項を審議する「経営協議会」に学外者が参画
 - ・ 学長選考を行う「学長選考会議」にも学外者が参画

- ④ 「非公務員型」による弾力的な人事システムへの移行
 - ・ 能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
 - ・ 兼職等の規制を撤廃し、能力・成果を産学連携等を通じて社会に還元
 - ・ 事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現

- ⑤ 「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行
 - ・ 大学の教育研究実績を第三者機関により評価・チェック
 - ・ 第三者評価の結果を次期中期目標・中期計画の内容や資源配分に反映
 - ・ 評価結果、財務内容、教育研究等の情報を広く公表

※ 独立行政法人通則法に基づく独立行政法人との違い

- ① 「学外役員制度」など、学外者の運営参画を制度化
- ② 客観的で信頼性の高い独自の評価システムを導入
- ③ 学長選考や中期目標設定で大学の特性・自主性を考慮

公の施設の指定管理者制度について

(公の施設の管理に関する地方自治法改正)

～民間事業者のノウハウを活用した公の施設の管理が可能に～

公の施設とは？

地方公共団体が公共の福祉の増進する目的をもって住民の利用に供するための施設

○改正前 → 民間事業者は対象外

公の施設の管理業務の委託先を公共団体(土地改良区等)、公共的団体(農協、生協、自治会等)及び地方公共団体の出資法人に限定。

○改正後 → 民間事業者の参入可能

管理の主体に特段の制約を設けず。

平成15年9月2日から施行

(具体例)

○体育館 → 民間のフィットネスクラブ

○文化センター・美術館・博物館
→ 観光・文化芸術関連企業

○図書館 → 出版・書籍関連企業

規制改革の推進に関する第2次答申

—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革—
(抄)

〔平成14年12月12日〕
総合規制改革会議

2 民間参入の拡大による官製市場の見直し

【具体的施策】

官民役割分担の再構築

(1) 公共サービス分野における民間参入

公共サービス分野における民間参入を積極的に推進していく観点から、下記①～⑨の措置を講ずるべきである。

① 「公の施設」の管理

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（公の施設）を設けるものとし、その管理を地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定して委託することができる旨規定している。この規定の趣旨は、施設の利用料金の決定と収受は民間に委託することができないというにすぎず、それ以外の管理行為については広く民間へ委託することが可能であることを直ちに地方公共団体に周知徹底すべきである。【平成14年度中に措置】

また、一定の条件の下での利用料金の決定等を含めた管理委託を、地方公共団体の出資法人等のみならず、民間事業者に対しても行うことができるように現行制度を改正すべきである。【次期通常国会に法案提出予定】

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の概要

公の施設の管理に関する制度の改正

地方公共団体の出資法人等に対する管理の委託制度から、出資法人以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（「指定管理者」）による管理の代行制度へ転換

① 条例の制定

個々の公の施設において指定管理者制度を導入することとした場合における次の事項

- ・ 指定の手續（申請、選定、事業計画の提出等）
- ・ 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可）
- ・ 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件）

② 指定の方法

①の条例に従い、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定め指定。

③ 利用料金制（公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として收受する制度）

従来 of 管理受託者と同様に、利用料金制をとることができることとする。

④ 事業報告書の提出

指定管理者に指定された団体は、毎年度終了後、事業報告書を提出。これにより、当該公の施設の目的に沿った利用をチェック。

⑤ 地方公共団体の長による指示、指定の取消し、業務の停止命令

地方公共団体の長は、指定管理者に対し必要な指示を行うことができる。指定管理者が指示に従わない場合等指定の継続が不適当な場合には、指定を取消し、又は管理業務の全部又は一部の停止を命令。

⑥ 指定管理者の行った利用関係の設定に対する不服申立て

処分に該当する個々の利用関係の設定に関する不服申立てについては、地方公共団体の長に対する審査請求として整理。

『公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果』の概要

地方公共団体が設置する公の施設の管理を民間事業者にも行わせることができることとされた指定管理者制度は、平成15年9月から施行されています。本調査は、各地方公共団体における指定管理者制度の導入状況を調査したものです。

なお、指定管理者制度の施行の日から3年後（平成18年9月）までに、旧制度の管理委託制度から指定管理者制度へ移行することとされています。

1 調査時点

平成16年6月1日現在

2 調査対象団体

都道府県・指定都市・市区町村

3 調査結果の概要

① 指定管理者制度が導入されている施設の数

都道府県	13施設
指定都市	380施設
市区町村	1,157施設
合計	1,550施設

② 指定管理者制度を導入した団体の数

都道府県	10団体 (21.3%)
指定都市	9団体 (69.2%)
市区町村	374団体 (12.0%)
合計	393団体 (12.3%)

③ 指定管理者となった団体の数

841団体

【主な導入事例】

<都道府県>

◇ 山梨県「丘の公園」(レクリエーション・スポーツ施設)

- ・ 指定管理者 株式会社清里丘の公園
- ・ 管理開始日 平成16年4月27日
- ・ 指定の手續 公募により候補者を募集・第三者組織により選定

<指定都市>

◇ 北九州市「小倉城」・「小倉城庭園」・「水環境館」(文教施設)

- ・ 指定管理者 株式会社井筒屋(百貨店)
- ・ 管理開始日 平成16年4月1日
- ・ 指定の手續 公募により候補者を募集・第三者組織により選定

<市区町村>

◇ 埼玉県草加市「西町児童クラブ」・「氷川児童クラブ」(医療社会福祉施設)

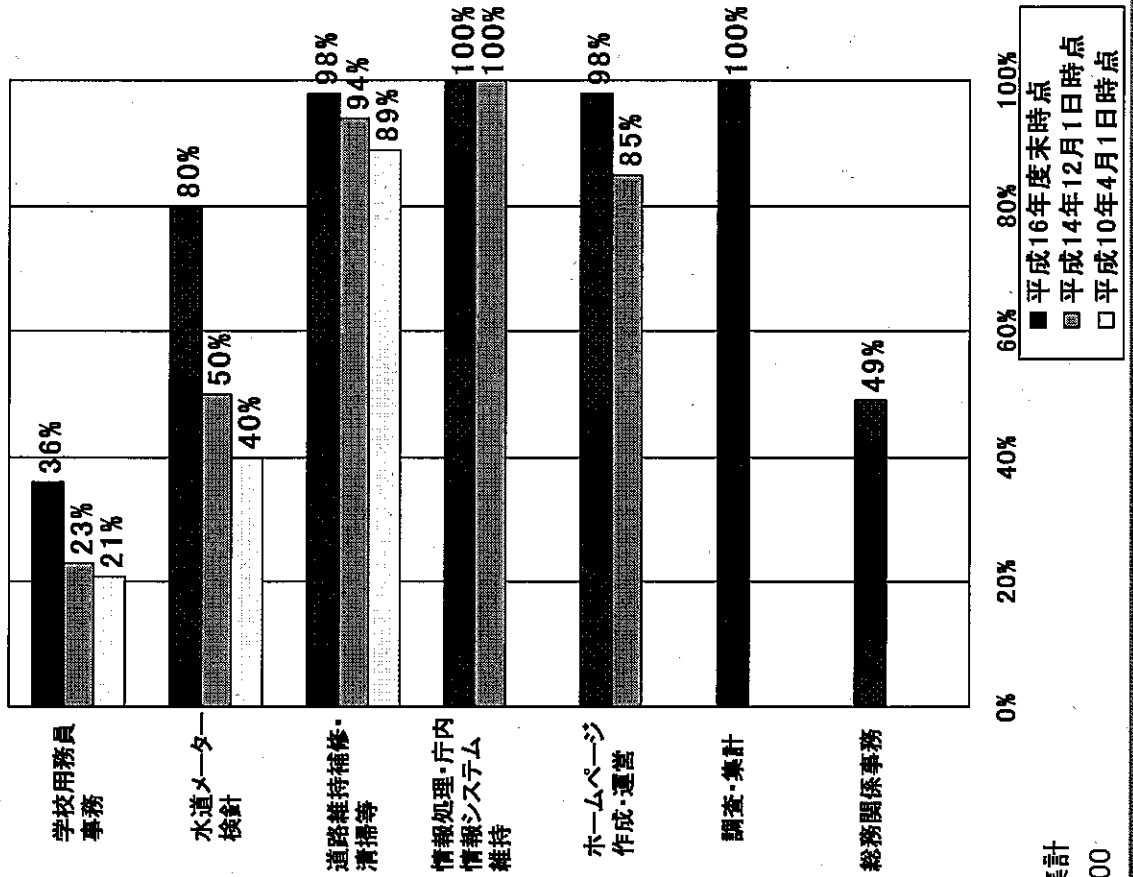
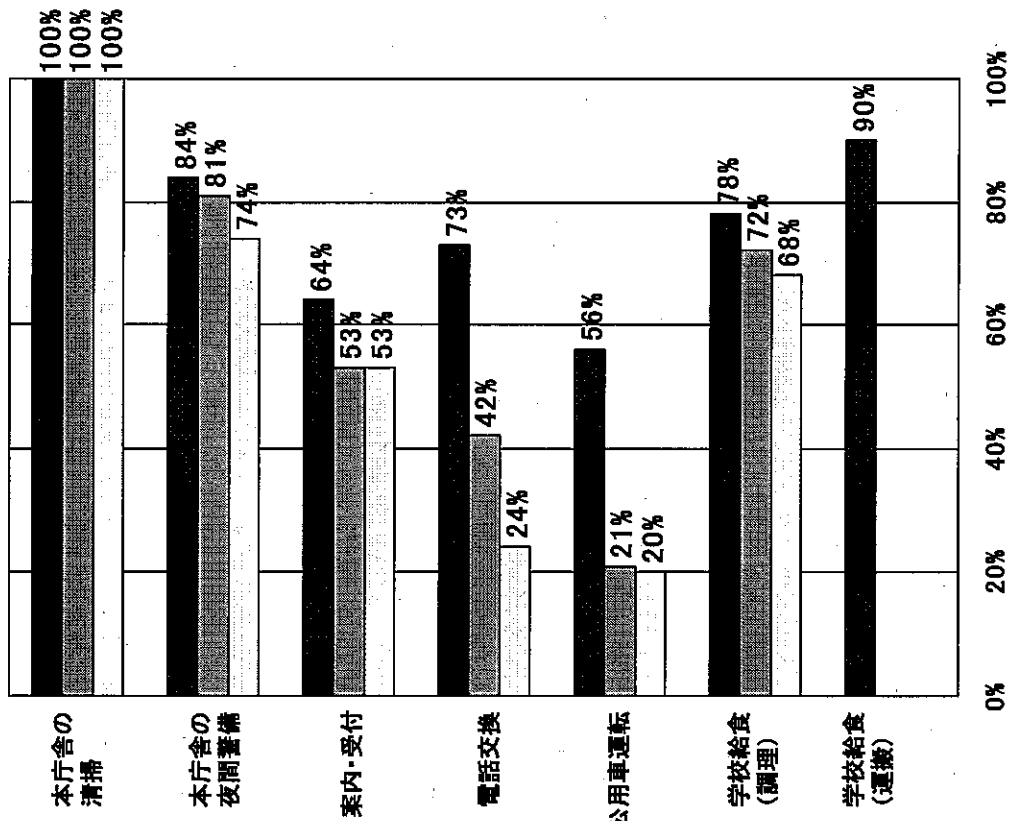
- ・ 指定管理者 特定非営利活動法人草加・元気っ子クラブ(放課後児童健全育成)
- ・ 管理開始日 平成16年4月1日
- ・ 指定の手續 公募により候補者を募集・第三者組織により選定

◇ 大阪府千早赤阪村「村営宿泊施設『香楠荘』」(レクリエーション・スポーツ施設)

- ・ 指定管理者 株式会社グルメ杵屋(外食産業)
- ・ 管理開始日 平成16年4月1日
- ・ 指定の手續 公募により候補者を募集・第三者組織により選定

民間委託(事務事業)の実施状況 (委託実施団体の比率)

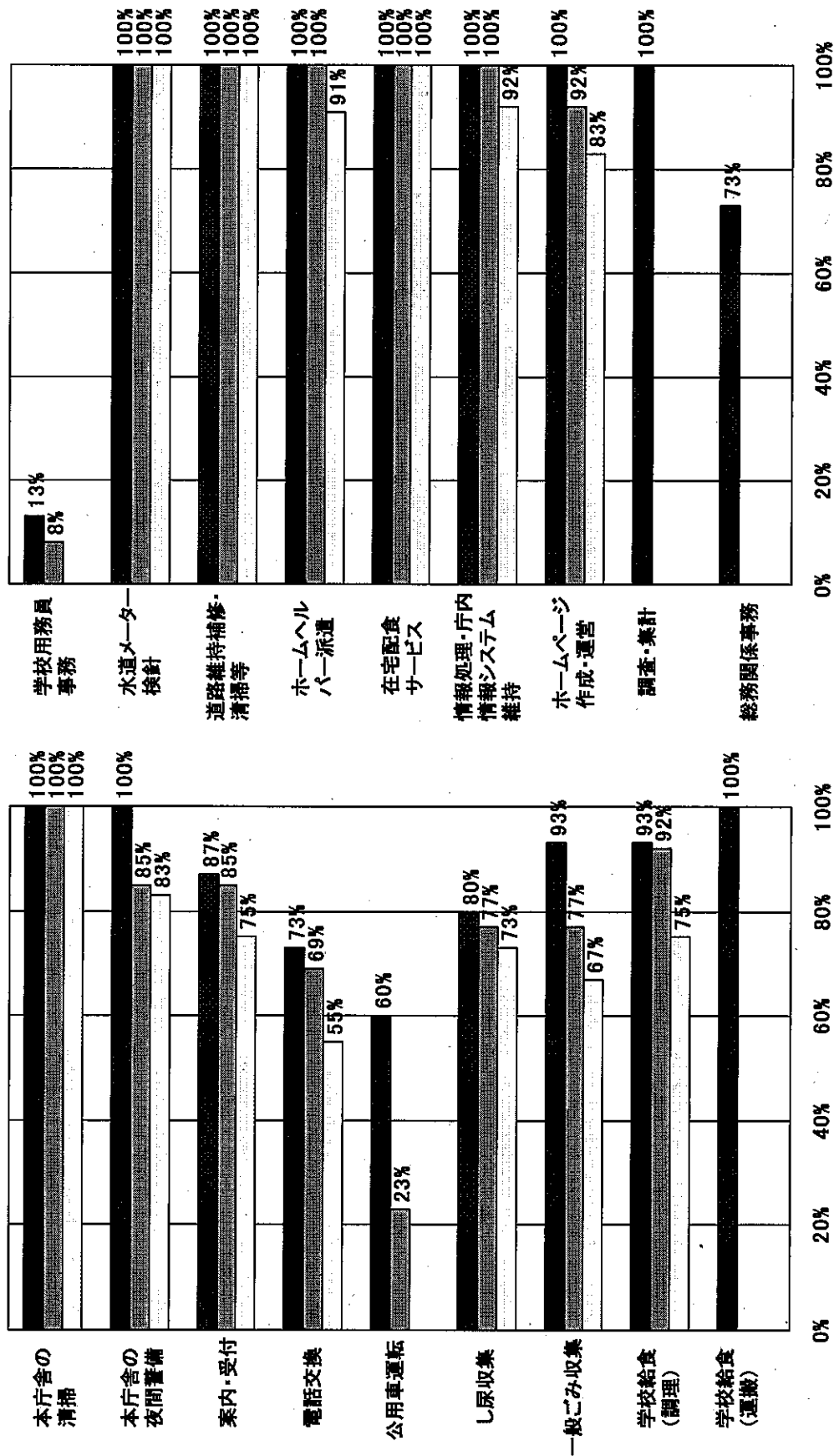
都道府県



※平成16年度末時点の数値は、プラン未公表の2団体を除いて集計
 ※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

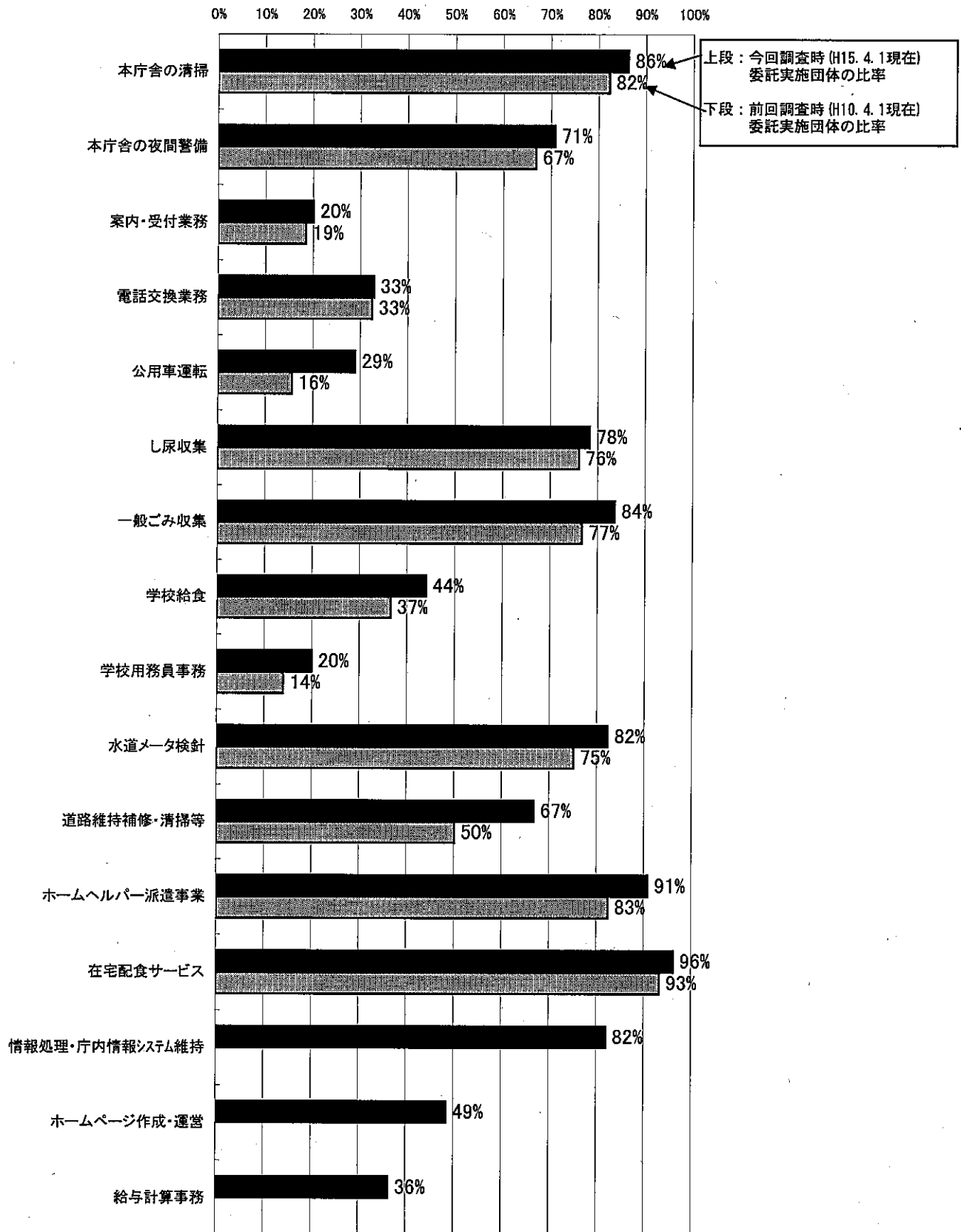
民間委託(事務事業)の実施状況 (委託実施団体の比率)

政令指定都市

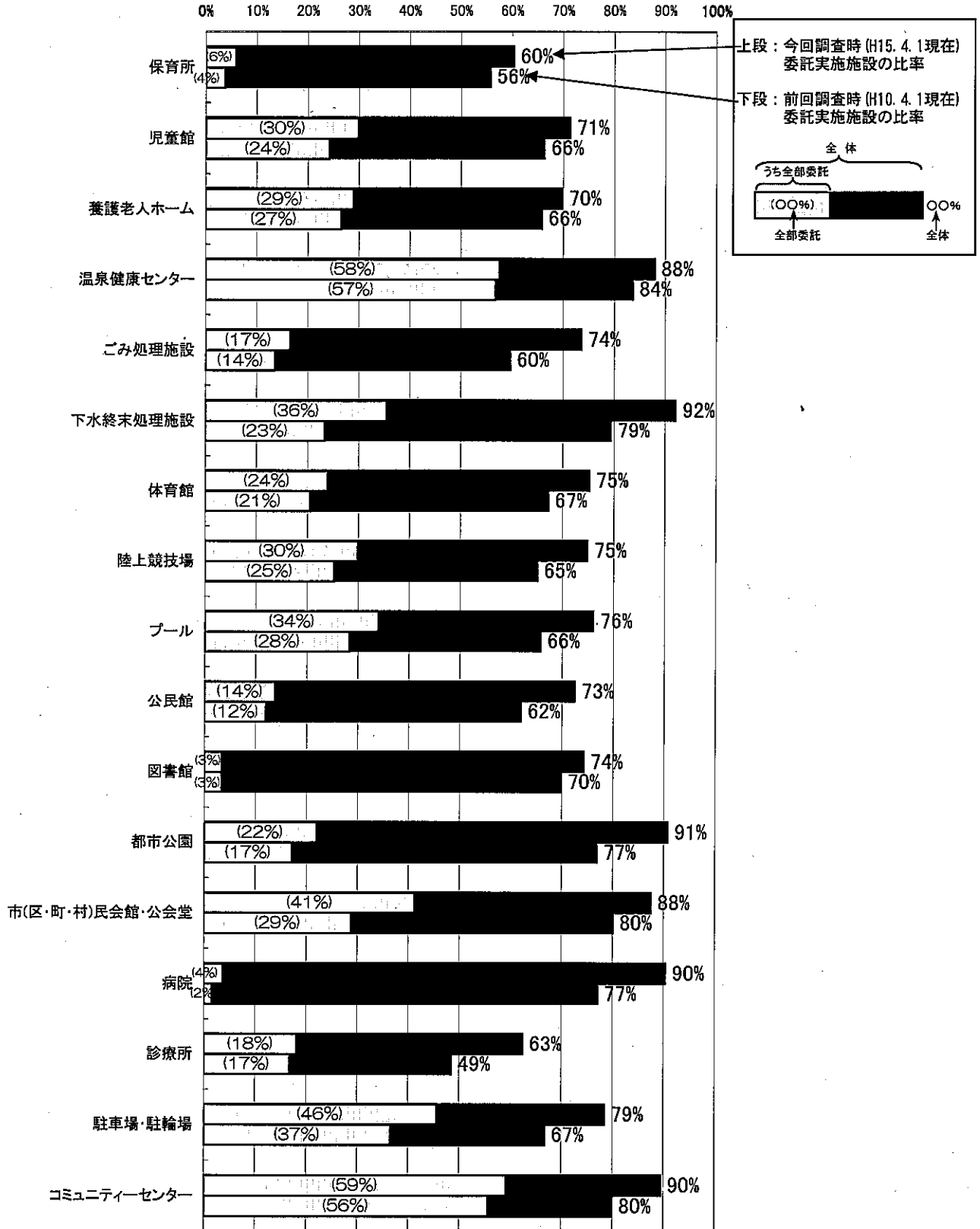


※委託実施団体の比率＝委託実施団体数÷事業実施団体数×100

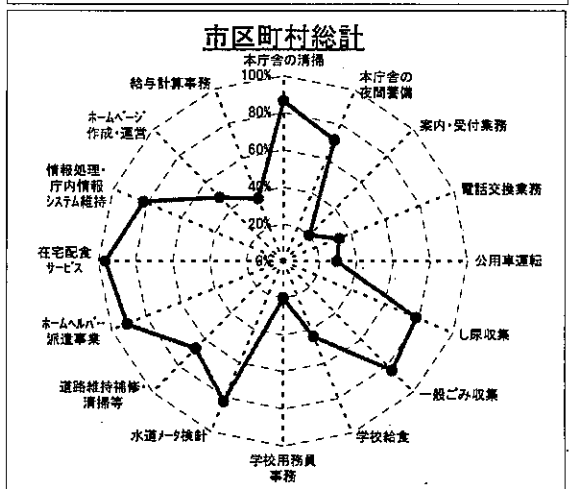
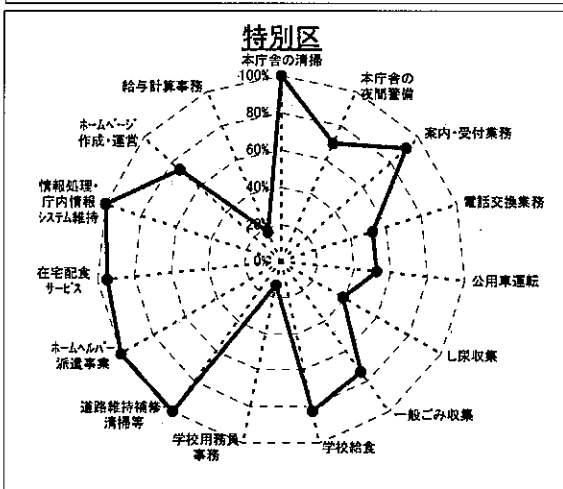
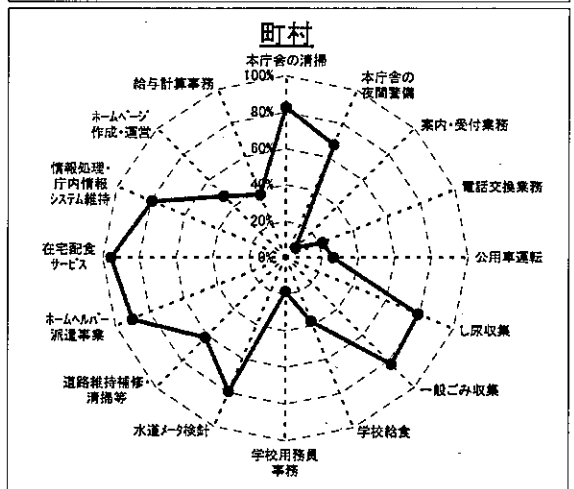
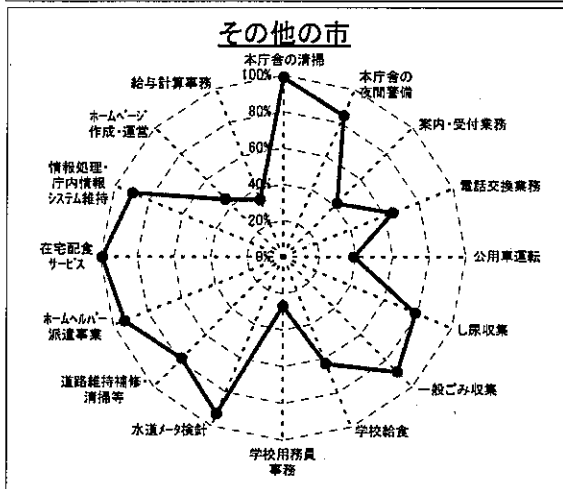
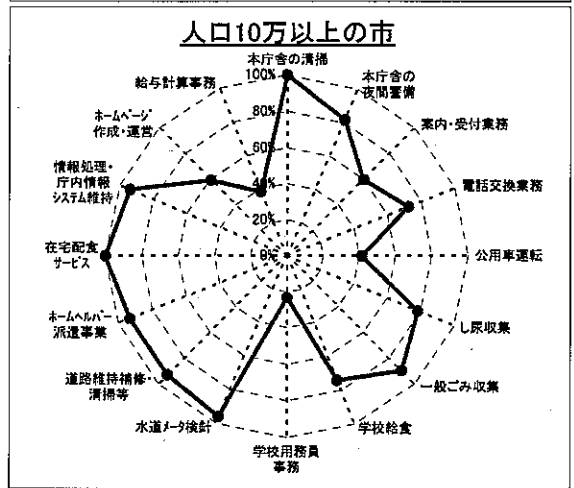
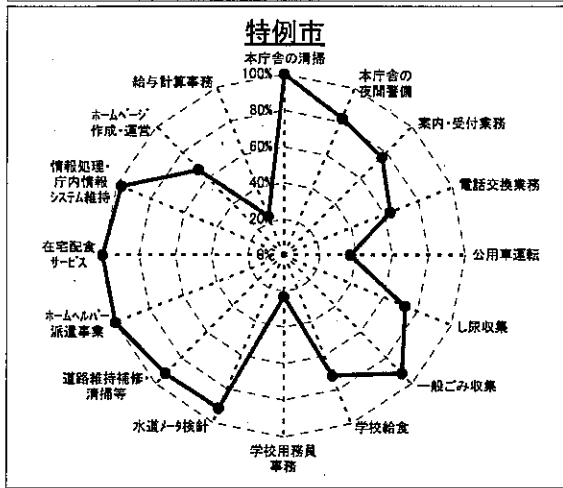
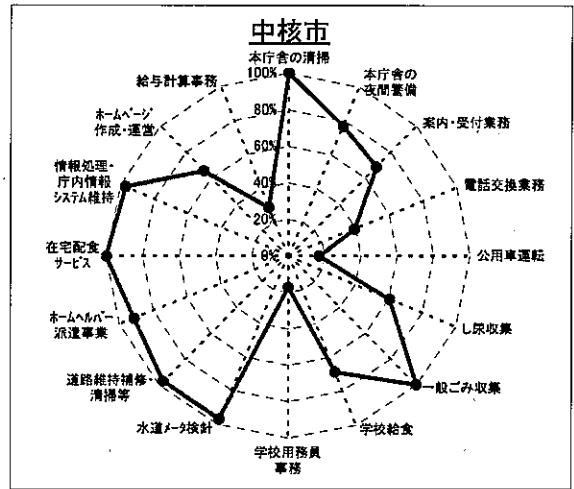
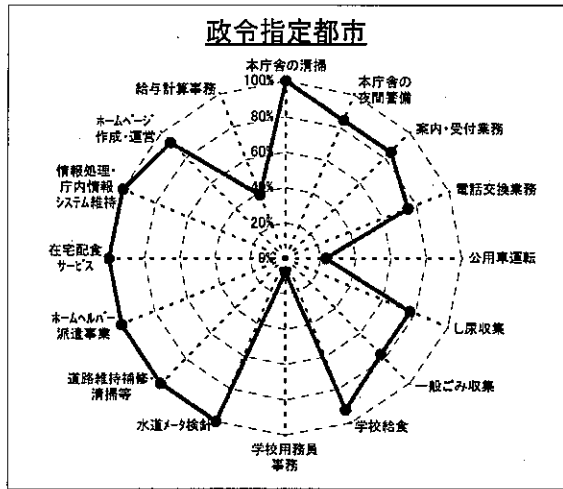
一般事務における委託実施団体の比率<市区町村総計>の状況
(平成15年4月1日現在)



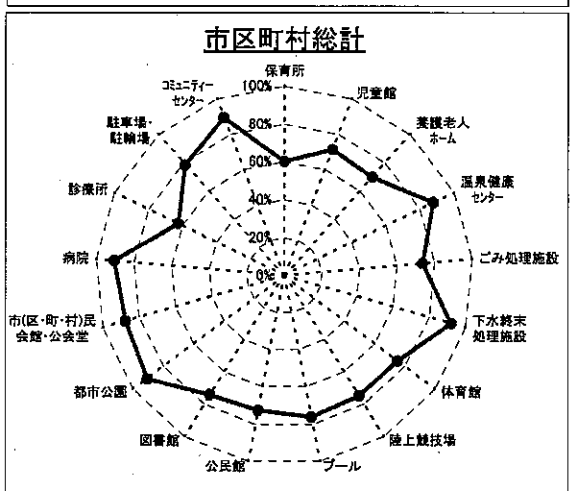
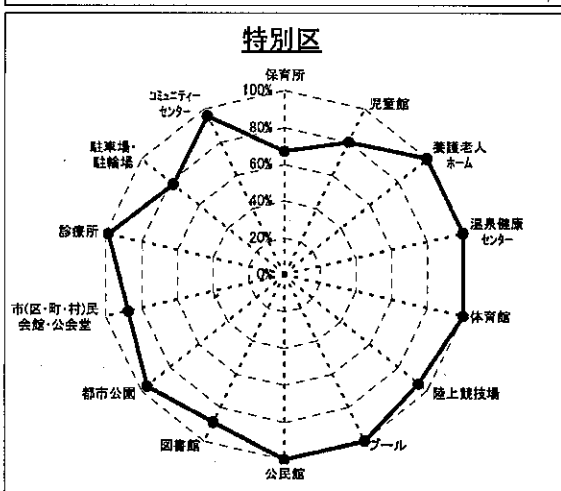
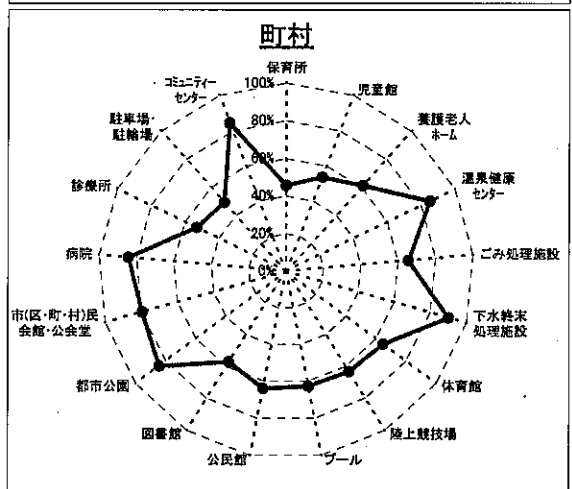
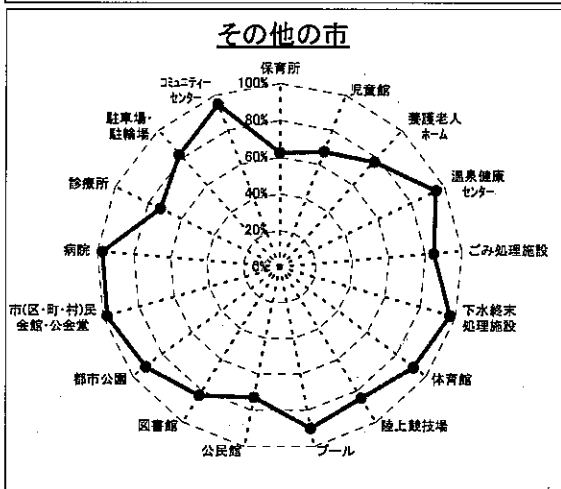
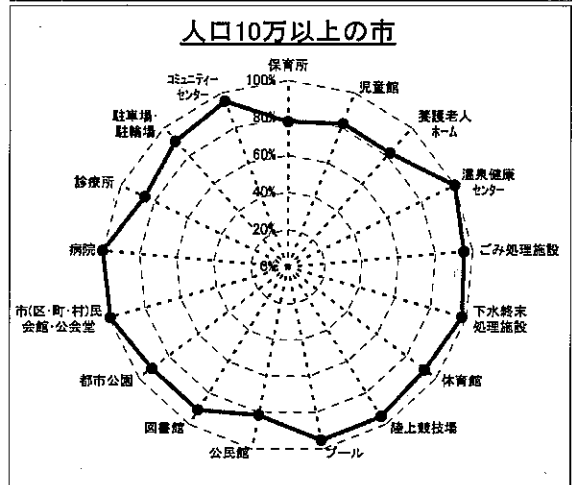
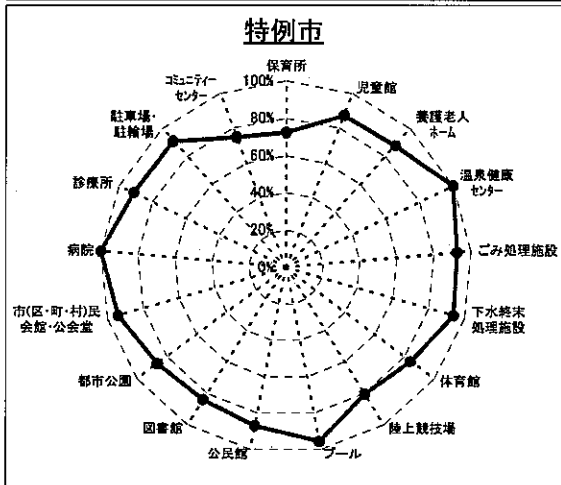
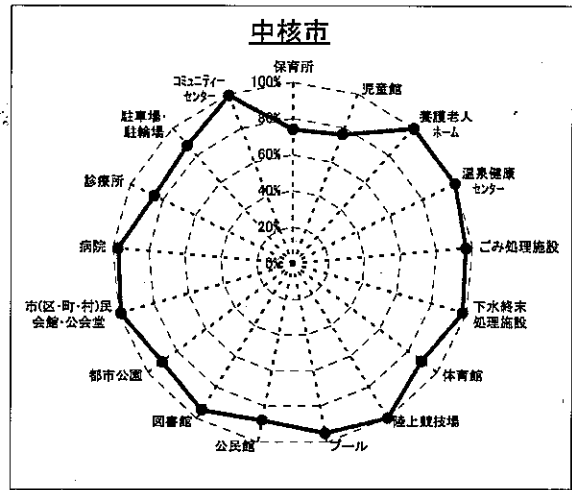
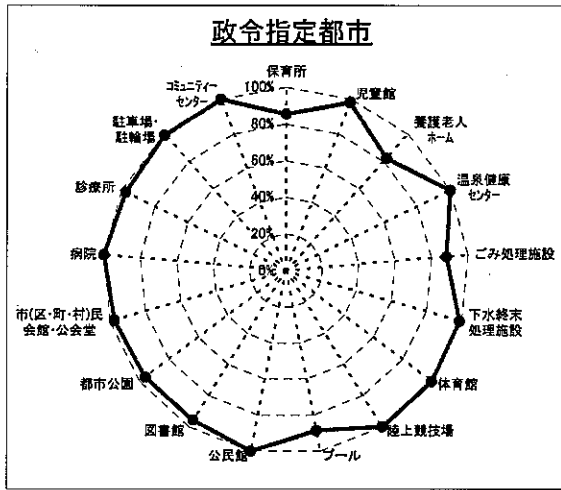
**施設の運営事務における委託実施施設の比率<市区町村総計>の状況
(平成15年4月1日現在)**



一般事務における団体区分別の委託実施団体の比率の状況
(平成15年4月1日現在)



施設の運営事務における団体区分別の委託実施施設の比率の状況
(平成15年4月1日現在)



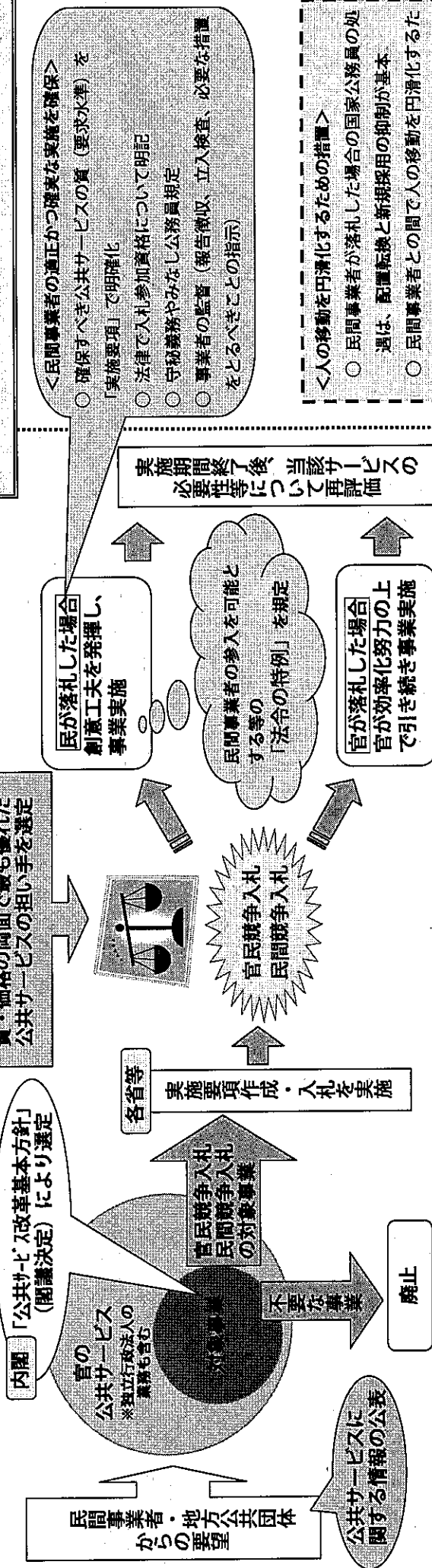
「競争の導入による公共サービスの改革（公共サービス改革法）」

法律の趣旨・理念

- 「簡素で効率的な政府」を実現する観点から
- 「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化
- 公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの不断の見直しを行い、「競争の導入による公共サービスの改革」を推進
- 具体的には、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低質かつ低廉な公共サービスを実現（他方で、不要な公共サービスは廃止する）

法律の概要

国の実施プロセス



「官民競争入札」とは・・・

- 公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組み
- 米国、英国、豪州等で既に実施

<地方公共団体の官民競争入札等>

国は、地方公共団体の要望を踏まえ、「基本方針」において、民間事業者の参入を可能とする等の「法令の特例」を定めることなど、地方公共団体の取組を可能とする環境整備を図る

※ 地方公共団体が官民競争入札・民間競争入札を実施するかどうかは各地方公共団体の自主的な判断。

<民間事業者の適正かつ確実な実施を確保>

- 確保すべき公共サービスの質（要求水準）を「実施要項」で明確化
- 法律で入札参加資格について明記
- 守秘義務やみなし公務員規定
- 事業者の監督（報告徴収、立入検査、必要な措置をとるべきことの指示）

<人の移動を円滑化するための措置>

- 民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇は、配置転換と新規採用の抑制が基本
- 民間事業者との間で人の移動を円滑化するため、公務員が退職し落札事業者に雇用されて公共サービスに従事した後、公務に復帰した場合、退職手当の算定について、国家公務員としての在職期間を通算する旨を規定

「官民競争入札等監理委員会」（委員長：落合誠一東京大学教授）がプロセスの透明性・中立性・公正性を確保
 → 「公共サービス改革基本方針」「官民競争入札実施要項」の審議等

法 施 行 後 の 動 き

1. 「公共サービス改革基本方針」策定に関する意見の受付 (平成 18 年 7 月 11 日～8 月 10 日)

法に基づき、官民競争入札、民間競争入札の対象事業等に関し、民間事業者や地方公共団体等からの意見を受け付けたところ、193 件の要望 (国の行政機関等の業務に関する要望 122 件、地方公共団体の業務に関する要望 71 件) が提出された

2. 「公共サービス改革基本方針」の閣議決定 (平成 18 年 9 月 5 日)

基本方針の位置づけ

「公共サービス改革基本方針」は、①公共サービスの改革に関する政府の取組みの共通の指針、及び② 廃止や官民競争入札、民間競争入札に関する対象事業を定めるもの

基本方針のポイント

【共通の指針】

- 公共サービスの不断の見直し、質の維持向上・経費の削減 (少なくとも毎年度一度、基本方針を見直す。聖域を設けず、事務及び事業の内容・性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行い、対象事業を選定)
 - 公共サービスの質の確保、事業の適正な実施 (従来の業務の実施状況を検証した上で、実施要項で、確保すべき公共サービスの質を明確化。民間事業者に責任ある事業実施を期待するとともに、国においても監督等所要の取り組みを実施。また、受託事業者が他の事業者に、一括して業務を再委託することを禁止)
 - 地方公共団体が実施する官民競争入札・民間競争入札
 - 入札の対象となった公共サービスについて、実施期間後の実施のあり方に関する評価
 - 官民競争入札等監理委員会 (公正中立な立場で、能動的積極的な審議を実施)
 - 公務員の処遇
- 等

【対象事業】

- ハローワーク関連事業 (「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、求人開拓事業)
…法 3 2 条で職業安定法の特例を措置
 - 国民年金保険料収納事業…法 3 3 条で国民年金法等の特例を措置
 - 統計調査関連の業務 (指定統計調査、独立行政法人統計センター)
 - 登記関連業務 (証明事務)
 - 雇用能力開発機構の業務 (アビリティガーデン、私のしごと館)
- (注) 地方公共団体の窓口業務 (戸籍謄本等の交付の請求の受付・引き渡し) は、地方自治体の業務であり、又、既に法律の特例を設けていることから、基本方針には記載されていない

今後、法に定められた手続きに則り、上記要望等を踏まえ、基本方針の改定により、公共サービスを不断に見直し、対象事業を逐次拡大。その際、必要に応じて、「法令の特例」を追加

これまでの議論経緯

- ① 「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」の中で「導入について、調査、研究をおこなうべき」旨決定。
- ② 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)」の中で、「平成17年度の試行的導入に向けて検討を進める」旨決定。
- ③ 規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)概要(平成17年3月25日閣議決定)

- 「市場化テスト(官民競争入札制度)」の本格的導入に向け、法的枠組み(「市場化テスト法(仮称)」)も含めた制度整備の検討。
- 「モデル事業」の平成17年度における試行実施(3分野8事業)
- 昨年秋に提出された119提案のうち、平成17年度に実施する「モデル事業」の対象にならなかったものについても、引き続き、制度の本格的導入に向け、「市場化テスト」の対象事業とすることにつき検討を行う。

- ④ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005概要(平成17年6月21日閣議決定)

公共サービスの効率化を図るため、市場化テストの本格的導入に向けて、制度の整備を図る。そのため、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」を踏まえ、第三者機関の在り方等諸課題を十分に検討し、公共サービスの質の維持向上・経費の削減等に資するよう、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を平成17年度中に国会に提出するべく、速やかに準備する。その際、以下の点に留意する。

- ⑤ 規制改革・民間開放推進会議「『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」(平成17年9月27日公表)

「市場化テスト」の平成18年度からの本格的導入に向けて、以下を基本的枠組とした一本の法律(「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案(仮称)」)を平成17年度中に策定し、国会に提出すべき。

提言の項目 (法案骨子)

- ・ 基本的構成・目的等に関する事項
- ・ 「基本方針」に関する事項
- ・ 官民競争入札の実施に関する事項
- ・ 規制の特例措置に関する事項
- ・ 「第三者機関」に関する事項
- ・ その他

- ⑥ 規制改革・民間開放推進会議 第2次答申(平成17年12月21日公表)

政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)等を踏まえ、「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」(仮称)を次期通常国会に早期に提出すべきである。

市場化テストの速やかな本格的導入
: 対象とすべき事業

- ・ 社会保険庁関連業務
- ・ ハローワーク関連業務
- ・ 統計調査関連業務
- ・ 行刑施設関連業務
- ・ 地方公共団体が実施する業務
- ・ 独立行政法人関連業務

IV. 官業の民間開放の推進

官業の民間開放について、当会議においては、総合規制改革会議での取組を更に推進・深化させるため、官業の民間開放を今後3年間の重点検討課題として設定し、推進するに当たっての基本的な考え方を再整理するとともに、民間開放の対象たり得る官業について、より網羅的に把握した上で検討し、抜本的に民間開放を進めることとする。

また、公共施設の民間による利活用範囲の一層の拡大は、国民生活の利便性の向上に資することから、この課題についても、今後鋭意取り組んでいくこととする。

1 官業の民間開放を進めるに当たっての基本的な考え方

総合規制改革会議等における、これまでの民間開放についての議論の中で、各府省から民間開放できないとする理由が種々示されてきたが、その主なものに対する当会議の考え方は以下の（1）～（6）のとおりである。

（1）「公権力の行使」は公務員が行う必要があるという議論について

「公権力の行使」は公務員が行う必要があるとの見解がしばしば示されてきたが、「公権力の行使」であっても、これを公務員以外の者に行わせるか否かは、一般には立法政策上の問題であり、したがって、少なくとも法律上民間に授権すれば、民間開放は可能である。

法律による授権に際しては、当然、「公権力の行使」の程度・様態により、公平性、中立性、継続・安定性等の面から必要な措置（守秘義務、みなし公務員規定等）が講ぜられることとなるのであり、それとは別個に「公務員であること」を求める合理性はない。

現実に、指定管理者による公の施設の使用許可、土地区画整理組合が行う換地処分、市街地再開発組合による建築物等への立入調査、健康保険組合による強制徴収、地方公営企業の行う水道事業に係る料金の徴収及び収納の民間委託等の例に見られるように、「公権力の行使」に該当する行為であっても既に民間に開放されている事例は少なくない。

また、以下のように制度の仕組みを変えることにより、「公権力の行使」の問題に立ち入ることなく民間開放を進めることができる場合もあることから、個別の事務・事業の検討に当たっては、このような可能性についても併せて検討すべきである。

例1：駐車違反对応業務

従来は「運転者責任」の追及として行われた駐車違反对応業務については、「使用者責任」の追及という観点を加えたことにより、民間による駐車違反確認業務が可能となった。

例2：介護保険

介護保険法（平成9年法律第123号）上、高齢者福祉を行政処分（措置制度）から対等な契約に基づくものへと転換したことから、企業の介護サービス市場への参入が可能となった。

(2) 憲法上、行政権は内閣に属するため、行政権の行使は公務員が行う必要があるという議論について

行政権が内閣に属するという意味は、行政権の行使についてはその発動・結果に対して内閣が責任を負うという理を示すものであり、そのことの故に個々の行政権の行使に当たる事務・事業を必ず公務員が遂行しなければならないということにはならない。内閣が行政権の行使たる事務・事業の実施を、民間に委ねたとしても、その結果に対して内閣が責任を負う措置を講ずるときは、この関係で何らの問題も生じない。

(3) 裁量性がある行政権の行使については、公務員の裁量に委ねるべきであるという議論について

行政裁量については、そもそも、その妥当性を検証し、マニュアル化・ガイドライン化することにより裁量性を極力減少させるのが本来である。

その結果、判断に至るプロセスが根拠に基づき、かつ、透明なものとなり、それが外部から検証可能なものになるならば、その事務・事業を民間開放することは可能となる。

なお、民間人よりも公務員に裁量権を行使させた方がなぜより望ましい結果が得られるのかという根本的な問題については、これまで説得的な説明はなされていない。

(4) 公平性、中立性、継続・安定性、高度な守秘義務等が求められているものについては公務員が行う必要があるという議論について

公平性、中立性、継続・安定性、守秘義務等については、上記(1)において指摘したとおり、授権する際に、必要な措置を講ずることで足り、また、そのような先例

は数多く存在する。

特に守秘義務については、民間事業者が違反した場合、損害賠償の責を負うばかりでなく、ブランドイメージも著しく傷つけられ、場合によっては市場から退場を余儀なくされることもある。したがって、民間事業者については、自ずと守秘義務を最大限遵守するような緊張が働くことが期待できることから、この点では、むしろ公務員よりも民間事業者の方が優れているとの指摘さえある。

(5) 条約により公務員が行うことが求められている事務・事業があるという議論について

条約により公務員のみが行うこととされている事務・事業があるという見解については、例えば、検疫のように条約で「Authority」と記されているものであっても、「Government Official」といった公務員による実施を求める記述まではなされていないことから、最終判断権が行政に留保されておれば足りるものと解すべきであり、実際の業務を公務員に行わせる必要はない。

(6) 当該事務・事業を切り出して民間に行わせても、それを行う民間がない（市場性がない）場合がある、又は、民間に行わせるよりも、官が行った方が効率的な場合もあるという議論について

理論的に民間開放可能な事務・事業であっても、市場性・効率性の観点から民間が行うよりも官が行う方が適当である事務・事業があるとの立証責任は、官が負うべきである。

そもそも、これまで官が独占してきた事務・事業については、現時点において市場性がないのは当然であり、当該事務・事業を開放すれば、そこに市場が創出される余地は十分にあるため、立証する際、事務・事業を官に留保する必然性若しくは明確な理由が示せない限りは、民間において行う方が適当であると考えべきである。

また、類似の複数の事務・事業をまとめた場合、市場性・効率性の観点からも民間が行う方が適当になるものはある。

こうした観点からも、競争規律の下、当該事務・事業の市場性・効率性等を客観的に測ることができるようになる「市場化テスト」を早期に導入することが重要である点は前章で述べたとおりである。

また、上記の意味で市場性・効率性の観点から官が行うべきと主張される事務・事業については、そもそもそのような事務・事業を継続させるべきかという視点からの吟味も必要となる。

以上のように、これまで各府省から示された民間開放ができないとする理由は、いずれも、それだけでは民間開放できないという理由にはならないものである。

したがって、各府省において更に民間開放ができない旨主張するのであれば、上記の考え方を踏まえた上でもなお議論に耐え得る、データに基づく説得的な理由を示すことが必要である。